

企画提案書作成要領

（佐治発電所（水力発電所）コーポレートPPA売電業務）

1 全般的な留意事項

企画提案書の作成にあたり、次の点に留意すること。

- （1）提出された企画提案書に基づき内容の評価を行い、記載内容に応じて採点するため、貴社の提案内容が分かるように考え方、提案の理由、根拠等について具体的に記載すること。
- （2）様式第3号「産業振興・地域振興」、様式第4号「脱炭素化推進」で提案した内容については、令和13年3月31日までに実施状況について1年ごとに本県に進捗を報告するものとして、確実に提案者が実現できる範囲で記載すること。また、小売電気事業者と需要家の共同提案の場合は、双方協議の上で提案を作成し、小売電気事業者が代表して提出すること。

2 企画提案書作成上の留意事項

企画提案書の作成方法について、次の点に留意すること。

- （1）企画提案書は、A4横書き、縦置き、両面（カラー可）により作成すること。
なお、図表等の記述のために、一部A3用紙の片面折込みも可能とする。
- （2）企画提案書のうち、様式第3号「産業振興・地域振興」、様式第4号「脱炭素化推進」、様式第5号「市場調達以外の電力調達割合（鳥取県企業局からの調達を除く）」、様式第6号「電力調達計画」については、公表された様式以外でも可とする。
- （3）企画提案書の正本は1部とし、商号又は名称を表紙に記載すること。
- （4）企画提案書の副本は1部とし、本文中を含めて「当社」・「当団体」等と表現することで商号又は名称が特定できないようにすること。
- （5）略語、専門用語等については、極力、一般用語を用いて記載し、専門的な知識がなくても理解できるよう配慮すること。略語、専門用語等を記載する場合には、初出の箇所に定義や注釈を記述すること。
- （6）提案内容が理解しやすいように、イメージ図等の参考資料を示す等の工夫を行い、簡潔かつ分かりやすい表現で記述すること。
- （7）評価の基準については、別添3「鳥取県営水力発電所コーポレートPPA売電業務評価要領（総合評価一般競争入札）」を参照すること。
- （8）企画提案書に記載の内容を確認するために、ヒヤリング等を求めることがある。

3 様式第5号「市場調達以外の電力調達割合（鳥取県企業局からの調達を除く）」について

- （1）電源構成のうち、市場調達以外の電力調達割合（鳥取県企業局からの調達を除く）と、その調達量見込み及び電源構成について記載すること。

4 様式第6号「電力調達計画」について

- （1）本事業の発電所停止時の代替調達ルートが確保されているか、確保方法は確実なものかわかるように、電力調達計画を記載すること。

5 様式第8号「PPA条件（予定使用電力量・電気料金変動率）」について

- （1）入札説明書に記載のとおり、あらかじめ小売電気事業者とPPA条件について協議のうえで

需要家が提出すること。また、本業務で電力需給契約を締結予定の小売電気事業者名を記載すること。

- (2) 表内の黄色箇所（需要家名、供給地点、料金体系、年間予定使用電力量、電気料金見込）に必要な事項を記入すること。
- (3) コーポレートP P Aを実施する年度から「コーポレートP P A」を選択すること。なお、入札公告に記載のとおり、非再エネ電気料金プランから小売電気事業者が提案するP P Aによる再エネ電気料金プランへの変更が前提となる。
- (4) 年間予定使用電力量は、令和8年度はコーポレートP P A以外の年間予定使用電力量のみ記載し、令和9年度以降については、コーポレートP P AとコーポレートP P A以外に分けて記載すること。また、P P Aによる供給電力量合計は年間最大17,996,000 k W h（令和9年度は12,842,000 k W h）を上回らない計画とすること。
- (5) コーポレートP P Aによる電気料金見込は、コーポレートP P Aによる年間予定使用電力量に、コーポレートP P Aを想定した場合の電気料金見込額を税抜きで算定し、再生可能エネルギー発電促進賦課金は除いた額とする。また、燃料費等調整単価（化石燃料由来の変動単価を除く）を設定する場合は、令和7年7月から令和8年6月の1年間の平均単価で計算すること。なお、この期間に化石燃料由来以外の変動単価が設定されていない場合は個別に見込むこと。
- (6) 現行料金の欄は、コーポレートP P Aによる年間予定使用電力量に、現行の電力料金で想定した場合の電気料金見込額を税抜きで算定し、再生可能エネルギー発電促進賦課金は除いた額で、コーポレートP P Aによる年間予定使用量を現行料金で想定した場合の電気料金見込額を記入すること。なお、燃料費等調整額等（化石燃料由来以外の変動単価含む）の変動単価については、令和7年7月から令和8年6月の1年間の平均単価で計算すること。なお、この期間に化石燃料由来以外の変動単価が設定されていない場合は個別に見込むこと。
- (7) 供給地点が複数ある場合で行が不足する場合は、行を追加して記載すること。